

入札参加資格停止措置について

1. 資格停止措置業者の名称及び所在地

商号又は名称	所 在 地
極東開発工業（株）	大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11
新明和工業（株） 流体事業部営業本部中部支店	愛知県名古屋市中区大須1-7-11

2. 資格停止措置理由

公正取引委員会は、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反していたとして、令和7年9月24日、極東開発工業（株）に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、新明和工業（株）に対して、違反事業者として公表を行った。

これは、恵那市入札参加資格停止要綱第2条第1項別表、一般契約における独占禁止法違反行為に該当することから、本市に登録がある上記事業者について、入札参加資格の停止措置を行う。

3. 資格停止措置期間

令和7年12月5日から令和8年4月4日まで（4か月）

4. 資格停止措置要件

○恵那市入札参加資格停止要綱第2条第1項 別表

区分	措置要件	期間
独占禁止法 違反行為	(13) 一般契約に関し、独占禁止法第3条 又は第8条第1項第1号に違反し、契約の 相手として不適当であると認められると き。	当該認定をした日から2か 月以上9か月以内

5 停止される資格等

上記期間中、入札参加資格を停止し、随意契約の相手方となることもできない。既に指名通知を行い又は入札参加資格確認を行った入札案件のうち、入札未執行のものについては指名又は資格確認を取り消す。